

平成 28 年 12 月 7 日  
事務統括部

## 平成 29 年度以降の公益財務基準の適合状況の確認結果

### 1. 公益財務基準について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)により、公益法人は、公益法人の認定を維持するために、毎期、財務に関する 3 つの基準に適合しなければならないことになっている。

本財団は、平成 22 年 4 月 1 日に公益法人へ移行したが、移行当初は、3 つの基準のうち「収支相償基準」について、不適合の状況であった。そのため、認定法施行規則に基づき「特定費用準備資金」の積立制度を活用し、平成 25 年度より「情報システム刷新準備資金」の積立を開始し、当該基準に適合しているところ。

表1 公益財務基準について

収支相償	公益目的事業の収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと
公益目的事業比率	公益目的事業に要する事業費の額が法人全体の事業費及び管理費の合計額に占める割合の 50%以上であること
遊休財産保有制限	遊休財産は、1 年分の公益目的事業費相当額を超えないこと

### 2. 情報システム刷新準備資金積立の中止に伴う影響について

情報システム刷新準備資金の積立については、第 70 回資金管理業務諮問委員会(平成 28 年 10 月書面審議実施)の審議を経て、第 40 回理事会(平成 28 年 11 月 1 日開催)において、平成 28 年度を以て中止することが決議された。

中止に伴い、平成 29 年度以降の収支相償基準を始めとする公益財務基準への適合に対しては、以下の影響を受けることになる。

- ・情報システム刷新準備資金については、毎年度 4 億円から 7 億円を積立てる計画であったため、これに代わる収益の減少ないしは費用の増加がなければ、単年度の経常増減額は黒字の見込みとなり、収支相償基準を満たすことができない。
- ・上記黒字額は、全額遊休財産額となるため、遊休財産額が増加し遊休財産の保有制限額を超過する可能性がある。

### 3. 遊休財産の保有制限基準に対する本財団の状況

遊休財産の保有制限とは、遊休財産の額については 1 年分の公益目的事業費額を保有の上限と定め、それを超えてはならないというものである。

本財団は、公益法人へ移行後、毎年度当該基準に適合しているが、今後は以下の状況により、対策を講じていく必要が生じている。

本財団の遊休財産額は、主に指定 3 法人の余剰金であり、平成 28 年度末時点での額は 40 億円程度となる見通しである。また、経常増減額が黒字となつた場合は、更に遊休財産額は増加することになる。

一方、1 年分の公益目的事業費額については、資金管理センターの委託手数料の引下げ等により、平成 29 年度以降は約 5 億円低減することになる。これにより、毎年度の定的な公益目的事業費額は、40 億円超となる見通しとなり、遊休財産の額が保有制限額を超過する可能性が生じている。なお、保有制限額の上限額(1 年分の公益目的事業費額)は、年度ごとの活動内容によって変動する。

### 4. 平成 29 年度以降の公益財務基準の適合へ影響する項目について

平成 29 年度以降の公益財務基準の適合へ影響する項目は、以下の 3 項目である。

#### (1) 資金管理料金の引下げ

(第 69 回資金管理業務諮問委員会審議(平成 28 年 9 月 28 日開催)、第 40 回理事会決議済)

平成 29 年 4 月より資金管理料金を改定する。

- ①新車購入時預託：△90 円／台(△85.6 円を切り上げ)
- ②引取時預託：△70 円／台(△68.0 円を切り上げ)

なお、当該引下げ額は費用の積算結果から算出された 85.6 円及び 68.0 円を切り上げた額であり、差額の 4.4 円及び 2.0 円は繰越金で賄うことになり、単年度では約 2 千万円の赤字となる見通しである。

#### (2) 指定法人業務の運営に係る費用負担の見直し

平成 28 年 9 月 30 日開催の第 44 回産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車 WG 中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議(以下、「合同会議」という。)における、「指定法人業務の運営に係る費用負担の見直し」についての決定事項に従い、平成 29 年度以降は、自動車製造業者等が負担する費用の額について、約 4.0 億円相当額を控除する。

### (3) 繰越金の使用

平成 29 年度以降については、第 44 回合同会議にて、特定再資源化預託金等(以下、「特預金」という。)の新たな活用対象として承認された活動に係る費用について、特預金の充当額を減少し、その分、料金収入、繰越金で賄うこととする。これにより、収益額、遊休財産額が減少するため、収支相償基準及び遊休財産の保有制限基準の適合に対し有益となる。

繰越金については、ユーザーが負担する料金のうち、本財団の効率化等による費用の低減等から生じたものであり、特預金同様、預託を行った者が便益を享受できるものに使用していくべきと考えられる。

なお、繰越金等の使用額については、財団全体の収支状況を確認しながら決定するが、現時点では 2 億円程度を想定している。

## 5. 平成 29 年度以降の収支状況等の見通しについて

4. 記載の内容を反映した、平成 29 年度以降の収支状況等の見通しは、下表のとおり。収支相償基準及び遊休財産の保有制限基準に対する、直近 5 年間の見通しは、全て適合見込みとなっている。

表2 収支状況見通し及び遊休財産保有制限基準の適合状況見通し (単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
料金収益	2,763	2,798	2,749	2,780	2,709
特預金収益※	806	816	567	567	558
特預金→繰越金使用	△200	△200	△200	△200	△200
その他収益	1,269	1,268	1,032	1,032	1,053
経常収益	4,638	4,682	4,148	4,179	4,120
経常費用	4,772	4,710	4,257	4,255	4,287
当期経常増減額	△134	△28	△109	△76	△167
収支相償基準	適合	適合	適合	適合	適合
遊休財産額	3,740	3,712	3,603	3,527	3,360
遊休財産額が経常費用(公益目的事業費額)を超えていない	適合	適合	適合	適合	適合

※「再生資源等を活用した自動車に対する再資源化預託金等の割引」は、合同会議での制度実施について確認した後に出えん等の準備を開始するため、含めていない

以上